

500kV 飛驒分岐線新設
環境影響評価準備書に対する知事意見

<総括的事項>

- 1 当該事業の実施にあたり、環境影響評価を行う過程で用いた調査等の項目及び方法の選定等に関する事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じて選定項目及び選定方法を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 3 工事中における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。
- 4 貴重な生物種の保護の観点から、当該種の生息場所等に係る情報の取り扱いについて十分注意し、評価書の作成に当たっても配慮すること。

<個別的事項>

【水質】

- 5 工事中における土砂の流出等による濁水の発生防止に万全を期すこと。

【動物】

- 6 資材運搬等の車両の運行による動物への影響を低減するため、車両の運行速度、運行時間等に十分配慮すること。

【植物】

- 7 工事に伴う植林及び緑化にあたっては、周辺の植生を錯乱させるような安易な方法を取らないよう十分に配慮するとともに、その方策を明らかにすること。

- 8 在来種以外の植物を用いて植林及び緑化を実施する場合には、事業実施区域の地質に関する専門家等の助言を踏まえ、表土保護のための植林及び緑化が必要最小限のものとなるよう検討すること。

【動物・植物・生態系・景観】

- 9 環境保全対策の内容の記述のうち、土地改変の程度や使用する建設機械の環境性能について、実施する対策の内容を記載すること。

【その他】

- 10 1から9の措置について、評価書に記載すること。